

事業協同組合等の共済事業に関する  
平成20年度における検査の基本方針及び検査周期

平成21年1月5日  
中小企業庁

はじめに

平成19年4月に改正中小企業等協同組合法が施行され、事業協同組合、事業協同小組合及び事業協同組合連合会（以下「事業協同組合等」）が行う共済事業については、財務の健全性の確保のための責任準備金等の積立ての義務、法令等遵守態勢及び内部管理態勢の強化のための監事への業務監査権の付与、員外監事制度の導入等への対応が求められたところ。

法施行後初めての検査を実施する本年度（平成20年4月から平成21年3月）は、新たに対応が求められるこれらの事項を中心に検査を実施することとし、以下のとおり、基本方針及び検査周期を定めることとする。

## I 検査の基本方針

### 1. 検査の基本的考え方

共済契約者保護の観点から、事業協同組合等の事業運営にとって基本的事項であり、かつ、強固な経営基盤の構築の前提となる法令等遵守態勢、内部管理態勢、財務の健全性の確保等について、検査の重点項目とする。

### 2. 検査の重点項目

本年度は、法令等遵守態勢、内部管理態勢、財務の健全性の確保のそれぞれ以下の項目を検査の重点項目とする。

#### (1) 法令等遵守態勢

- ① 事業協同組合等及び共済代理店において、特に以下の法令等遵守態勢が整備され、これが継続的なものとなっているか。
  - ア 役員のコンプライアンスに対する意識が確立しているか。
  - イ コンプライアンスに係る基本方針が存在しているか。
  - ウ コンプライアンスの点検態勢が整備されているか。
  - エ 理事会は、組織としての倫理の構築のため、その機能を発揮しているか。
- ② 事業協同組合等が管理する個人情報外部に流出し、犯罪等に悪用されることのないよう、事業協同組合等が個人情報を、事業協同組合

等の規定、個人情報保護方針、「個人情報の適正な取扱いを確保するために個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に従い、適正に管理しているか。

- ③ 利用者からの問い合わせ・苦情に対し、対応窓口の設置、記録、処理等適切に対応する態勢を整備・運用しているか。
- ④ 不正・不祥事件の発生の際に、事業協同組合等の職員及び共済代理店等から事業協同組合の本部等及び役員への連絡、行政庁への報告、警察への通報、事実関係及び発生原因の調査・解明の担当部署の設置、適時の組合員への説明等早急かつ適切な対応がとられる態勢となっているか。また、適切な対応をとったか。

## (2) 内部管理態勢

- ① 内部監査は、以下の事項を遵守し、適切かつ効率的に実施しているか。
  - ア 他の業務部門から独立した権限等を有する内部監査担当部署を定める等により、内部けん制機能が働く態勢とするとともに、業務に精通した人材と相応の人員を確保しているか。
  - イ 監査は、被監査部門等におけるリスク管理状況を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、頻度や深度等に配慮した計画に基づき実施しているか。
  - ウ 監査項目は、業務全体をカバーしているか。
  - エ 監査結果は、理事会へ適時適切に報告されているか。
  - オ 監査結果は遅滞なく業務執行に反映されているか。
- ② 監事による監査について、監査規程、監査基準等が整備され、それらに基づき、適切かつ十分な監査が実施されているか。
- ③ 共済金支払に係るチェックが適正に行われているか。
- ④ 共済契約の締結に当たり、実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約（架空契約）や組合の役職員が利用者から名義使用の了解を取り付け、共済掛金を当該役職員が支払って作成している契約（借名契約）といった不正契約を防止するための管理態勢が整備されているか。

## (3) 財務の健全性の確保

- ① 責任準備金等の準備金について、法令等に則り適切に積み立てられているか。
- ② 業務上の余裕金は、法令等に則り適切に運用されているか。また、資産内容は優良であるか。

- ③ 一定以上の事業規模を有する事業協同組合等については、健全性基準の算出が法令等に則ったものであるか。

## II 検査周期

中小企業庁所管及び経済産業局所管の事業協同組合等については、毎年検査を実施する。